

日本建築学会四国支部研究発表会若手優秀発表賞授与規程

第1条（総則）

本規程は、日本建築学会四国支部研究発表会（以下、支部研究発表会という）における若手優秀発表賞の表彰に関する取り扱いについて定めたものである。

第2条（目的）

支部研究発表会において、論文内容・発表技術の向上に寄与する優れた発表を行った若手研究者・技術者を表彰することを目的とし、もって、研究者・技術者の参加意欲の向上を図り、四国支部全体の活性化を図る。

第3条（名称）

名称は、〇〇〇〇年度日本建築学会四国支部研究発表会若手優秀発表賞（〇〇〇〇は受賞年度）とする。

第4条（受賞対象者及び受賞者数）

受賞対象者は、日本建築学会四国支部研究発表会で発表を行う者で日本建築学会会員（個人会員、学生会員）のうち、博士号を有さない40才未満の、研究者・技術者、大学院生、学部生、高専学生とする。また、受賞者数は、全対象者の10%程度（但し、最大で15%）とする。複数回受賞に関しては今後検討する。適格者がいないときは表彰しない。

第5条（審査方法）

審査は、日本建築学会四国支部賞若手優秀発表賞審査内規による。

第6条（表彰及び受賞者の公表）

表彰は、四国支部長名で行い、後日、個人宛に表彰状を送付する。受賞者の公表は、受賞者の氏名、所属及び講演題目を日本建築学会四国支部ホームページに掲載するとともに、建築雑誌に掲載する。

第7条（規程の改正）

この規程の改正は、日本建築学会四国支部研究発表会運営委員会の議を経て、日本建築学会四国支部常議員会にて行う。

第8条（附則）

この規程は、令和4年11月21日から実施する。